

社会福祉事業の仕組みと概要について

(1) 「社会福祉事業」と「社会福祉を目的とする事業」

社会福祉を目的とする事業

- ・ 社協による連絡、調整、助成等の対象となる
- ・ 実施主体に制限はない（民間ボランティア団体も含む）
- ・ 共同募金の寄附金配分先となる

（例）老人クラブ、配食・給食サービス

社会福祉事業

- ・ 社会福祉事業法第2条に限定列挙
 - ・ 社会福祉法人の設立の目的となる
 - ・ 知事の指導監督を受ける
 - ・ 税制上の優遇措置の対象となる
 - ・ 実施主体に制限あり
- 第一種：原則国、地方公共団体、社会福祉法人
 その他は許可
- 第二種：制限はないが、国、都道府県以外は届出

社会福祉事業の種類の数

- 本法案の施行前（現行） ： 82
 - ・ 第1種社会福祉事業 ： 31
 - ・ 第2種社会福祉事業 ： 51

- 本法案の施行後 ： 90（8事業純増）
 - ・ 第1種社会福祉事業 ： 30（1事業削除）
 - ・ 第2種社会福祉事業 ： 60（9事業追加）

※1：（別紙）の「■」の数が、社会福祉事業の種類の数となる。

※2：既に社会福祉事業への追加が決定している事業については、「本法案の施行前（現行）」に含むものとする。

社会福祉事業（一覧表）

<第一種社会福祉事業>

- 生活保護法にいう救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を經營する事業
 - 救護施設
 - 更生施設
 - 医療保護施設
 - 授産施設
 - 宿所提供施設
- 生計困難者に対して助葬を行う事業
- 児童福祉法にいう以下の施設を經營する事業
 - 乳児院
 - 母子生活支援施設
 - 児童養護施設
 - 知的障害児施設
 - 知的障害児通園施設
 - 盲ろうあ児施設
 - 肢体不自由児施設
 - 重症心身障害児施設
 - 情緒障害児短期治療施設
 - 児童自立支援施設
- 老人福祉法にいう以下の施設を經營する事業
 - 養護老人ホーム
 - 特別養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
- 身体障害者福祉法にいう以下の施設を經營する事業
 - 身体障害者更生施設
 - 身体障害者療護施設
 - 身体障害者福祉ホーム
 - 身体障害者授産施設
- 知的障害者福祉法にいう以下の施設を經營する事業
 - 知的障害者更生施設
 - 知的障害者授産施設
 - 知的障害者福祉ホーム
 - 知的障害者通勤寮
- 売春防止法にいう婦人保護施設を經營する事業
- 公益質屋を經營する事業【本改正により削除】
- 授産施設を經營する事業
- 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

<第二種社会福祉事業>

- 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
 - 生活必需品等を与える事業
 - 生活に関する相談に応ずる事業

- 児童福祉法にいう以下の事業
 - 児童居宅介護等事業
 - 児童デイサービス事業
 - 児童短期入所事業
 - 障害児相談支援事業【本改正により追加】
 - 児童自立生活援助事業
 - 放課後児童健全育成事業

- 児童福祉法にいう以下の施設を経営する事業
 - 助産施設
 - 保育所
 - 児童厚生施設
 - 児童家庭支援センター

- 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

- 母子及び寡婦福祉法にいう以下の事業
 - 母子家庭居宅介護等事業
 - 寡婦居宅介護等事業

- 母子及び寡婦福祉法にいう母子福祉施設を経営する事業
 - 母子福祉センター
 - 母子休養ホーム

- 父子家庭居宅介護等事業

- 老人福祉法にいう以下の事業
 - 老人居宅介護等事業
 - 老人デイサービス事業
 - 老人短期入所事業
 - 痴呆対応型老人共同生活援助事業

- 老人福祉法にいう以下の施設を経営する事業
 - 老人デイサービスセンター
 - 老人短期入所施設
 - 老人福祉センター
 - 老人介護支援センター

- 身体障害者福祉法にいう以下の事業
 - 身体障害者居宅介護等事業
 - 身体障害者デイサービス事業
 - 身体障害者短期入所事業
 - 身体障害者相談支援事業【本改正により追加】
 - 身体障害者生活訓練等事業【本改正により追加】（平成13年度～）
 - 手話通訳事業【本改正により追加】

- 身体障害者福祉法にいう以下の施設を経営する事業
 - 身体障害者福祉センター
 - 補装具製作施設
 - 盲導犬訓練施設【本改正により追加】（平成13年度～）
 - 視聴覚障害者情報提供施設

- 身体障害者の更生相談に応ずる事業

- 知的障害者福祉法にいう以下の事業
 - 知的障害者居宅介護等事業
 - 知的障害者デイサービス事業【本改正により追加】
 - 知的障害者短期入所事業
 - 知的障害者地域生活援助事業
 - 知的障害者相談支援事業【本改正により追加】

- 知的障害者福祉法にいう知的障害者デイサービスセンターを経営する事業【本改正により追加】

- 知的障害者の更生相談に応ずる事業

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者社会復帰施設を経営する事業
 - 精神障害者生活訓練施設
 - 精神障害者授産施設
 - 精神障害者福祉ホーム
 - 精神障害者福祉工場
 - 精神障害者地域生活支援センター

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者居宅生活支援事業
 - 精神障害者居宅介護等事業（平成14年度～）
 - 精神障害者短期入所事業（平成14年度～）
 - 精神障害者地域生活援助事業

- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
 - 簡易住宅を貸し付ける事業
 - 宿泊所等を利用させる事業

- 生計困難者のために、無料又は低額な料金を診療を行う事業
- 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業
- 隣保事業
- 福祉サービス利用援助事業【本改正により追加】
- 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
 - 連絡を行う事業
 - 助成を行う事業